# 平成27年度人事院政策評価結果

		政策所管部局	職員福祉局
政策	4 職業生活と家庭生活の両立支援の推進		
目標	(政策目標) 職員の仕事と家庭生活の適切な両立及び職員の健康保持増進が図られるよう、勤務環境の整備を一層推進する。		
	(具体的取組) 一人一人の職員が、家庭責任をの職務を遂行するためには、超遊環境を図ることが重要のを変現をでする。の取組を行う。 (1) 各所省で、関係等の関係者の、各方にののの、ののの、ののの、ののの、ののの、ののの、ののの、ののの、ののの、のの	動務の が で で で で で で で で で で で で で で で で で で	軟な働き方の促進など勤務 平成27年度については、 ・ 平成27年度については、 ・ スタイスタイム ・ スタイスタイム ・ スクスタイム ・ スリンスタイム ・ 日間では、一 では、 ・ では、
具体的取組結果	《取組内容1》フレックスタイム制 ・ フレックスタイム制の拡大に 見を聴きつつ、検討を重ね、平 にフレックスタイム制を拡充す 間法改正に伴う人事院規則等の もに、制度が円滑に実施される 明を行った。	こついて、各府省 <sup>2</sup> 成27年8月、原 「る旨の勧告、報 <sup>4</sup> り検討を進め、平	則として全ての職員を対象 告を行った。また、勤務時 成28年2月に公布するとと
	《取組内容2》管理職員の意識啓発 けの介護に関するセミナーの開 ・ 男性職員の育児休業等両立 に、各府省の管理職員又は人事 年1月に本院において初めて開 員等の理解を醸成した。 ・ 仕事と介護との両立支援のた 護サービスや仕事と介護との両 のセミナーを実施した。(平成 局管内、3月に中部事務局管内	月 <b>催</b> 支援制度の取得低 手担当者を対象と 月催し、男性職員の は 「か、各府省人事」 「立支援制度等に で 27年9月に本院、	足進を図ることなどを目的 したシンポジウムを平成28 の育児などに対する管理職 当局及び職員を対象に、介 関する情報を提供するため
	《取組内容3》超過勤務縮減に資す ・ 平成26年11月から12月にかけ 査の分析結果を取りまとめ、平 生ずる要因や実施して欲しい取 組等をフィードバックした。ま 休暇の使用日数が少ない職員の 得促進に向けた取組方針検討の	て実施した超過 成27年7月、各所 組、超勤縮減に対 た、平成27年5月 割合が高い7省所	助務に関する職員の意識調 守省担当者に対して超勤が 効果が高いと考えられる取 引から6月にかけて、年次
測定指標(ある場合に記入)			

#### 達成度の評価

#### 《評価》 相当程度進展あり

#### 《理由》

フレックスタイム制については、適切な公務運営の確保に配慮しつつ、原則として全ての職員を対象に拡充する旨の勧告を行い、これを受けて実施のための改正法案が1月に成立するとともに、実施に向けて人事院規則等の整備を進めた。

両立支援については、男性職員の育児休業等の取得促進に向けたシンポジウムや介護との両立支援のためのセミナーをいずれも今年度初めて開催し、管理職員の意識啓発や人事当局への必要な情報の提供を行った。

また、超過勤務の縮減や年次休暇の取得促進については、超過勤務が生ずる要因等についての意識調査の分析結果を取りまとめて各府省担当者に共有するとともに、一部の省庁において年次休暇の取得を妨げている要因をヒアリングして検討に活かすなど、長時間労働慣行の見直しに関し、必要な取組を着実に進めた。

以上を踏まえ、平成27年度における政策は、達成に向けて相当程度の進展 があったものと判断した。

### 施策の分析

- ・ フレックスタイム制の拡充については、一般職全体を対象とする大幅な 拡充を限られた期間に成案として勧告し、秋の臨時国会が開会されず給与 法等改正が越年した中、平成28年4月からの施行に向けて各府省の準備期 間を確保できるよう、法案審議と並行して人事院規則等の整備を進め、2 月に公布した。
- ・ 両立支援を推進するためには価値観や意識の改革を含め、各府省が主体 的かつ積極的に取組を講じていくことも重要であり、これを支援するため、 本年度初めて2つのシンポジウム等を開催したところであり、引き続き、 参加者の声も取り込みつつ、内閣人事局や各府省とも適切に連携して必要 な取組を着実に進めていくことが必要である。
- ・ 長時間労働慣行の見直しが重要な課題である中、各府省における検討に も資するものとして超過勤務に関する職員の意識調査の分析結果を取りま とめてフィードバックを行うとともに、休暇に関するヒアリングを行った。

# 今後の施策に反映させるべき事項

今後、増加すると見込まれる介護を行う職員が、仕事と介護を適切に両立できるよう、参加者の意見等を踏まえ、セミナーの内容等を検討していくこととする。また、長時間労働慣行の見直しについては、引き続き、効果的な施策を検討していくこととしたい。

## 有識者の意見

- 超過勤務に関する意識調査において、一般職員及び管理職員のいずれも超 過勤務を縮減するために必要なことは、柔軟な人員配置、業務過程及び業務 内容の合理化・効率化という一致した結果が出ているのであれば、それを踏 まえて超過勤務縮減に資する取組をどんどん進めてもらいたい。
- 両立支援は、女性だけの問題ではなく、男性側の意識の問題でもある。両立支援を推進することやフレックスタイム制の拡充といった勤務環境の整備は、人材の確保にもつながると思うので引き続き取り組んでもらいたい。